

排出権 (ETS) no. 2

National Greenhouse and Energy Reporting Act

2008年7月より会計年度毎に

- * 25キロトン以上の二酸化炭素を排出する、又は
- * 100テラ・ジュール以上のエネルギーを生産又は消費する

施設の権益を過半数以上所有する企業グループに属する企業並びに

- * 125キロトン以上の二酸化炭素を排出する、又は
- * 500テラ・ジュール以上のエネルギーを生産又は消費する

企業グループに属する企業は下記の時期に Department of Climate Change (DCC) に登記及び報告する義務が有ります。

| 期間 | 登記最終日 | 報告最終日 |
|----------------------------|----------------|-----------------|
| 1 July 2008 – 30 June 2009 | 31 August 2009 | 31 October 2009 |
| 1 July 2009 – 30 June 2010 | 31 August 2010 | 31 October 2010 |
| 1 July 2010 – 30 June 2011 | 31 August 2011 | 31 October 2011 |

DCCに登記する際には法人格を持たない (アン・インコ) の Joint Venture (JV) の場合は JV 参加企業の中から 1 社指名する必要がある有ります。指名された企業が責任を持って DCC に登記する必要がある有ります。

報告義務を怠った企業に罰金刑を含む民事罰が課されます。

更に詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 物理学会正会員 堀江純一

(02) 92217555

Legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net